

消 防 予 第 88 号  
令和 5 年 2 月 17 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長  
( 公 印 省 略 )

「指定確認検査機関に係る消防同意事務等標準処理マニュアル」の  
一部改正について

指定確認検査機関が行う建築確認に係る消防同意については、「消防法等の一部を改正する法律等の運用について」(平成 11 年 4 月 28 日付け消防予第 92 号。以下「92 号通知」という。)により運用されているところですが、今般、消防同意事務の電子化の推進を図るため、92 号通知別添 2 の「指定確認検査機関に係る消防同意事務等標準処理マニュアル」の一部を改正し、消防同意事務の電子化に係る手続きを追加しましたので、下記のとおり通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

#### 記

- 1 改正後の「指定確認検査機関に係る消防同意事務等標準処理マニュアル」別添 1 のとおり
- 2 新旧対照表  
別添 2 のとおり

|  |
|--|
| 消防庁予防課予防係<br>担当 : 濱田、佐藤、菅野<br>TEL : 03-5253-7523<br>Email : yobouka-y@ml.soumu.go.jp |
|--|

## 指定確認検査機関に係る消防同意事務等標準処理マニュアル

## 第 1 図書の受付等

## 1 図書の受理

図書（電磁的記録を含む。以下同じ。）は、予め定められた受付窓口において指定確認検査機関から直接受け取るほか、電子メール等（電子ファイルのアップロードやダウンロードが行える電子システム等を含む。以下同じ。）や図書の紛失等のおそれがない郵送等（宅配便等を含む。以下同じ。）の送付方法によることもできること。

なお、電子メール等による場合は、予め消防機関と指定確認検査機関の双方の連絡用の電話番号及びメールアドレス等を定めておくとともに、双方で図書が到達した旨が確認できる措置を講じること。

また、郵送等の送付方法による場合は、郵送等に係る費用については、指定確認検査機関が負担するものであること。

## 2 図書の確認

(1) 同意に係る図書を受理する場合は、当該図書に次に掲げるものが含まれていることを確認すること。

なお、当該図書に不備等があると認める場合は、指定確認検査機関に対して電話等の手段によりその旨を通知し、補正を求めること。

ア 指定確認検査機関の名称及び代表者の氏名、同意を依頼する旨、図書の返却方法、指定確認検査機関の担当者の氏名及び連絡先等が記載された文書

イ 指定確認検査機関が建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認を行う場合に用いる図書のうち、建築物の防火に関する規定の審査に必要な図書一式又はこれらの図書に明示すべき事項が記載された図書

(2) 通知に係る図書を受理する場合は、当該図書に建築基準法施行規則別記第 3 号様式による建築計画概要書（住宅の場合）又は別記第 8 号様式による書類（建築設備の場合）が含まれていることを確認すること。

## 3 記録

図書の受理に係る事務を行った場合は、必要事項（受付年月日、受付番号、指定確認検査機関の名称、建築物の計画概要、処理経過等）を台帳等に記載し、当該台帳等を保存すること。

なお、2(1)により補正を求めた場合は、補正後にその旨もあわせて台帳等に記載すること。

## 第2 図書の審査等

### 1 同意期間

#### (1) 開始日

同意期間の開始日は、図書（第1、2(1)により補正を求めたものにあつては、補正後のもの）を受理した日の翌日を第1日目とすること。

なお、電子メール等により図書が到達した場合や、郵送等の送付方法により図書が受付窓口に到達した場合は、受付時間内にあつては当日を受理した日とし、受付時間外にあつては翌開庁日を受理した日とすること。

#### (2) 終了日

ア 同意期間の終了日が土曜日、日曜日その他の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日を終了日とすること。

イ 同意期間中に図書の不備等があると認める場合は、指定確認検査機関に対して電話等の手段によりその旨を通知したうえ、通知した当日から図書の不備等が補正される日までの間は、同意期間から除くこととし、その旨連絡すること。

なお、この場合は、その旨を2の調査書、台帳等に記録すること。

### 2 調査書の作成等

審査を行う場合は、調査書を作成し、当該調査書を保存すること。

### 3 審査事項

審査事項については、以下の通知に留意すること。

- (1) 「消防法等の一部を改正する法律等の施行について」（昭和59年3月27日付け消防予第52号）の第2
- (2) 「消防法等の一部を改正する法律等の運用について」（昭和59年3月27日付け消防予第53号）の2
- (3) 「消防法第7条の規定に基づく建築物の確認に対する同意事務の取扱いについて」（平成7年1月10日付け消防予第2号）
- (4) 「消防法第7条の規定に基づく建築物の確認に対する同意事務の取扱いに係る留意事項について」（平成7年1月10日付け消防予第3号）の1から7まで
- (5) 「建築確認に係る消防同意事務の取扱いについて」（平成19年6月20日消防予第243号）の5

### 4 事務処理の適正化

同意を行う場合の事務処理については、以下の通知に留意すること。

- (1) 「消防法第7条の規定に基づく建築物の確認等に対する同意について」（昭和38年5月8日付け自消乙予発第11号。以下「昭和38年通知」という。）の2

- (2) 「建築確認手続き等の運用改善に伴う消防同意事務の取扱いについて」(平成 22 年 5 月 21 日付け消防予第 221 号)

### 第 3 審査結果の通知等

#### 1 同意・不同意の通知

同意・不同意の通知は、同意期間の終了日までに(1)及び(2)に掲げる方法により、受付窓口において、直接、指定確認検査機関に対して行うこと。

ただし、直接、通知することができない場合又は指定確認検査機関が希望する場合にあっては、同意期間の終了日までに、(1)又は(2)の文書を電子メール等又は郵送等の送付方法で発送することにより通知することとし、この場合は、電話等の手段により、当該文書を発送する旨を予め指定確認検査機関に連絡すること。

なお、郵送等に係る費用については、指定確認検査機関が負担するものであること。

##### (1) 同意の通知

審査を行った結果、同意を与える場合は、次に掲げる方法により担当者の氏名及び連絡先を付して指定確認検査機関に通知すること。

ア 建築基準法施行規則別記第 2 号様式の第 1 面に準ずる書式による文書が添付されている場合は、消防長等の官職及び交付の日付が明らかになるよう、当該文書の同意欄に消防長等が定める同意印を押印等し、交付する方法

イ 建築基準法施行規則別記第 2 号様式の第 1 面に準ずる書式による文書が添付されている場合は、消防長等の官職及び交付の日付が明らかになるよう、当該文書の同意欄に同意する旨、消防長等の官職、交付日等の記録を行い送付する方法(電子メール等による送付に限る。)

ウ 同意する旨、消防長等の官職、建築主の氏名等の事案を特定するために必要な事項、交付の日付等を記載した文書を交付する方法

##### (2) 不同意の通知

審査を行った結果、同意を与えない場合は、同意できない旨、抵触する法令の規定及び当該抵触の内容、消防長等の官職、建築主の氏名等の事案を特定するために必要な事項、交付の日付等を記載した文書に担当者の氏名及び連絡先を付して交付する方法により指定確認検査機関に通知すること。

#### 2 基準の特例適用の取扱い

1(1)の通知を行う場合に、当該通知に係る建築物の計画について、消防法施行令第 32 条等の規定に基づき認定を行っているときは、その旨及び当該認定の概要等を記載した書類を添付すること。

ただし、当該認定を受けていることを証する書類が同意に係る図書に添付されている場合は、この限りでない。

なお、同意の際に消防法施行令第 32 条等の規定に基づく認定を受けていることが必要であるものについては、当該認定を予め受け、確認申請時にその旨証する書類を図書に添付するよう建築主等に周知すること。

### 3 図書の返却

同意に係る図書を返却する場合は、第 1、2(1)アの文書で指定された方法により返却すること。

なお、郵送等に係る費用については、指定確認検査機関が負担するものであること。

### 4 記録

1(1)若しくは 1(2)の通知又は 3 の図書の返却に係る事務を行った場合は、必要事項(処理経過等)を台帳等に記載すること。

## 第 4 行政指導の適正化

行政指導を行う場合は、昭和 38 年通知の 3 に留意すること。

【指定確認検査機関に係る消防同意事務等標準処理マニュアル 新旧対照表】

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p data-bbox="286 336 1043 363">指定確認検査機関に係る消防同意事務等標準処理マニュアル</p> <p data-bbox="241 432 495 459">第1 図書の受付等</p> <p data-bbox="275 480 465 507">1 図書の受理</p> <p data-bbox="297 528 1093 799">図書（電磁的記録を含む。以下同じ。）は、予め定められた受付窓口において指定確認検査機関から直接受け取るほか、<u>電子メール等（電子ファイルのアップロードやダウンロードが行える電子システム等を含む。以下同じ。）や図書の紛失等のおそれがない郵送等（宅配便等を含む。以下同じ。）の送付方法によることもできること。</u></p> <p data-bbox="297 820 1093 995"><u>なお、電子メール等による場合は、予め消防機関と指定確認検査機関の双方の連絡用の電話番号及びメールアドレス等を定めおくとともに、双方で図書が到達した旨が確認できる措置を講じること。</u></p> <p data-bbox="286 1016 1093 1091"><u>また、郵送等の送付方法による場合は、郵送等に係る費用については、指定確認検査機関が負担するものであること。</u></p> <p data-bbox="275 1160 465 1187">2 図書の確認</p> <p data-bbox="297 1208 1093 1283">(1) 同意に係る図書を受理する場合は、当該図書に次に掲げるものが含まれていることを確認すること。</p> <p data-bbox="353 1303 1093 1331">なお、当該図書に不備等があると認める場合は、指定確認検</p> | <p data-bbox="1160 336 1917 363">指定確認検査機関に係る消防同意事務等標準処理マニュアル</p> <p data-bbox="1115 432 1368 459">第1 図書の受付等</p> <p data-bbox="1149 480 1339 507">1 図書の受理</p> <p data-bbox="1171 528 1966 608">図書は、予め定められた受付窓口において指定確認検査機関から直接受け取る<u>こととすること。</u></p> <p data-bbox="1171 628 1966 804"><u>なお、図書の紛失等のおそれがない郵送等（宅配便等を含む。以下同じ。）の送付方法によることもできることとされているが、この場合の郵送等に係る費用については、指定確認検査機関が負担するものであること。</u></p> <p data-bbox="1149 1160 1339 1187">2 図書の確認</p> <p data-bbox="1171 1208 1966 1283">(1) 同意に係る図書を受理する場合は、当該図書に次に掲げるものが含まれていることを確認すること。</p> <p data-bbox="1227 1303 1966 1331">なお、当該図書に不備等があると認める場合は、指定確認検</p> |

査機関に対して電話等の手段によりその旨を通知し、補正を  
求めること。

ア 指定確認検査機関の名称及び代表者の氏名、同意を依頼  
する旨、図書の返却方法、指定確認検査機関の担当者の氏  
名及び連絡先等が記載された文書

イ 指定確認検査機関が建築基準法第6条の2第1項の規定  
による確認を行う場合に用いる図書のうち、建築物の防火  
に関する規定の審査に必要な図書一式又はこれらの図書に  
明示すべき事項が記載された図書

(2) 通知に係る図書を受理する場合は、当該図書に建築基準法  
施行規則別記第3号様式による建築計画概要書(住宅の場合)  
又は別記第8号様式による書類(建築設備の場合)が含まれ  
ていることを確認すること。

### 3 記録

図書の受理に係る事務を行った場合は、必要事項(受付年月  
日、受付番号、指定確認検査機関の名称、建築物の計画概要、処  
理経過等)を台帳等に記載し、当該台帳等を保存すること。

なお、2(1)により補正を求めた場合は、補正後にその旨もあわ  
せて台帳等に記載すること。

## 第2 図書の審査等

### 1 同意期間

査機関に対して電話等の手段によりその旨を通知し、補正を  
求めること。

ア 指定確認検査機関の名称及び代表者の氏名、同意を依頼  
する旨、図書の返却方法、指定確認検査機関の担当者の氏  
名及び連絡先等が記載された文書

イ 指定確認検査機関が、建築基準法に基づく指定資格検定  
機関等に関する省令第23条第1号に規定する方法により  
確認を行う場合に用いる図書一式又はこれらの図書に明示  
すべき事項が記載された図書

(2) 通知に係る図書を受理する場合は、当該図書に建築基準法  
施行規則別記第3号様式による建築計画概要書(住宅の場合)  
又は別記第4号様式第2面による書類(建築設備の場合)が  
含まれていることを確認すること。

### 3 記録

図書の受理に係る事務を行った場合は、必要事項(受付年月  
日、受付番号、指定確認検査機関の名称、建築物の計画概要、処  
理経過等)を台帳等に記載し、当該台帳等を保存すること。

なお、2(1)により補正を求めた場合は、補正後にその旨もあわ  
せて台帳等に記載すること。

## 第2 図書の審査等

### 1 同意期間

(1) 開始日

同意期間の開始日は、図書（第1、2(1)により補正を求めたもの にあつては、補正後のもの）を受理した日の翌日を第1日目とすること。

なお、電子メール等により図書が到達した場合や、郵送等の送付方法により図書が受付窓口に到達した場合は、受付時間内 にあつては当日を受理した日とし、受付時間外にあつては翌開庁日を受理した日とすること。

(2) 終了日

ア 同意期間の終了日が土曜日、日曜日その他の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日を終了日とすること。

イ 同意期間中に図書の不備等があると認める場合は、指定確認検査機関に対して電話等の手段によりその旨を通知したう え、通知した当日から図書の不備等が補正される日までの間は、同意期間から除くこととし、その旨連絡すること。

なお、この場合は、その旨を2の調査書、台帳等に記録すること。

2 調査書の作成等

審査を行う場合は、調査書を作成し、当該調査書を保存すること。

(1) 開始日

同意期間の開始日は、受付窓口において図書（第1、2(1)により補正を求めたもの にあつては、補正後のもの）を受理した日の翌日を第1日目とすること。

なお、郵送等の送付方法により図書が受付窓口に到達した場合は、受付時間内 にあつては当日を受理した日とし、受付時間外にあつては翌開庁日を受理した日とすること。

(2) 終了日

ア 同意期間の終了日が土曜日、日曜日その他の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日を終了日とすること。

イ 同意期間中に図書の不備等があると認める場合は、指定確認検査機関に対して電話等の手段によりその旨を通知したう え、通知した当日から図書の不備等が補正される日までの間は、同意期間から除くこととし、その旨連絡すること。

なお、この場合は、その旨を2の調査書、台帳等に記録すること。

2 調査書の作成等

審査を行う場合は、調査書を作成し、当該調査書を保存すること。



### 3 審査事項

審査事項については、以下の通知に留意すること。

- (1) 「消防法等の一部を改正する法律等の施行について」(昭和 59 年 3 月 27 日付け消防予第 52 号) の第 2
- (2) 「消防法等の一部を改正する法律等の運用について」(昭和 59 年 3 月 27 日付け消防予第 53 号) の 2
- (3) 「消防法第 7 条の規定に基づく建築物の確認に対する同意事務の取扱いについて」(平成 7 年 1 月 10 日付け消防予第 2 号)
- (4) 「消防法第 7 条の規定に基づく建築物の確認に対する同意事務の取扱いに係る留意事項について」(平成 7 年 1 月 10 日付け消防予第 3 号) の 1 から 7 まで
- (5) 「建築確認に係る消防同意事務の取扱いについて」(平成 19 年 6 月 20 日消防予第 243 号) の 5

### 4 事務処理の適正化

同意を行う場合の事務処理については、以下の通知に留意すること。

- (1) 「消防法第 7 条の規定に基づく建築物の確認等に対する同意について」(昭和 38 年 5 月 8 日付け自消乙予発第 11 号。以下「昭和 38 年通知」という。) の 2
- (2) 「建築確認手続き等の運用改善に伴う消防同意事務の取扱いについて」(平成 22 年 5 月 21 日付け消防予第 221 号)

### 3 審査事項

審査事項については、以下の通知に留意すること。

- (1) 「消防法等の一部を改正する法律等の施行について」(昭和 59 年 3 月 27 日付け消防予第 52 号) の第 2
- (2) 「消防法等の一部を改正する法律等の運用について」(昭和 59 年 3 月 27 日付け消防予第 53 号) の 2
- (3) 「消防法第 7 条の規定に基づく建築物の確認に対する同意事務の取扱いについて」(平成 7 年 1 月 10 日付け消防予第 2 号)
- (4) 「消防法第 7 条の規定に基づく建築物の確認に対する同意事務の取扱いに係る留意事項について」(平成 7 年 1 月 10 日付け消防予第 3 号) の 1 から 7 まで

### 4 事務処理の適正化

同意を行う場合の事務処理については、「消防法第 7 条の規定に基づく建築物の確認等に対する同意について」(昭和 38 年 5 月 8 日付け自消乙予発第 11 号。以下「昭和 38 年通知」という。) の 2 に留意すること。

### 第3 審査結果の通知等

#### 1 同意・不同意の通知

同意・不同意の通知は、同意期間の終了日までに(1)及び(2)に掲げる方法により、受付窓口において、直接、指定確認検査機関に対して行うこと。

ただし、直接、通知することができない場合又は指定確認検査機関が希望する場合にあっては、同意期間の終了日までに、(1)又は(2)の文書を電子メール等又は郵送等の送付方法で発送することにより通知することとし、この場合は、電話等の手段により、当該文書を発送する旨を予め指定確認検査機関に連絡すること。

なお、郵送等に係る費用については、指定確認検査機関が負担するものであること。

#### (1) 同意の通知

審査を行った結果、同意を与える場合は、次に掲げる方法により担当者の氏名及び連絡先を付して指定確認検査機関に通知すること。

ア 建築基準法施行規則別記第2号様式の第1面に準ずる書式による文書が添付されている場合は、消防長等の官職及び交付の日付が明らかになるよう、当該文書の同意欄に消防長等が定める同意印を押印等し、交付する方法

イ 建築基準法施行規則別記第2号様式の第1面に準ずる書

### 第3 審査結果の通知等

#### 1 同意・不同意の通知

同意・不同意の通知は、同意期間の終了日までに(1)及び(2)に掲げる方法により、受付窓口において、直接、指定確認検査機関に対して行うこと。

ただし、直接、通知することができない場合又は指定確認検査機関が希望する場合にあっては、同意期間の終了日までに、(1)又は(2)の文書を郵送等の送付方法で発送することにより通知することとし、この場合は、電話等の手段により、当該文書を発送する旨を予め指定確認検査機関に連絡すること。

なお、郵送等に係る費用については、指定確認検査機関が負担するものであること。

#### (1) 同意の通知

審査を行った結果、同意を与える場合は、次に掲げる方法により担当者の氏名及び連絡先を付して指定確認検査機関に通知すること。

ア 建築基準法施行規則別記第2号様式の第1面に準ずる書式による文書が添付されている場合は、消防長等の官職及び交付の日付が明らかになるよう、当該文書の同意欄に消防長等が定める同意印を押印等し、交付する方法

式による文書が添付されている場合は、消防長等の官職及び交付の日付が明らかになるよう、当該文書の同意欄に同意する旨、消防長等の官職、交付日等の記録を行い送付する方法（電子メール等による送付に限る。）

ウ 同意する旨、消防長等の官職、建築主の氏名等の事案を特定するために必要な事項、交付の日付等を記載した文書を交付する方法

(2) 不同意の通知

審査を行った結果、同意を与えない場合は、同意できない旨、抵触する法令の規定及び当該抵触の内容、消防長等の官職、建築主の氏名等の事案を特定するために必要な事項、交付の日付等を記載した文書に担当者の氏名及び連絡先を付して交付する方法により指定確認検査機関に通知すること。

2 基準の特例適用の取扱い

1 (1)の通知を行う場合に、当該通知に係る建築物の計画について、消防法施行令第 32 条等の規定に基づき認定を行っているときは、その旨及び当該認定の概要等を記載した書類を添付すること。

ただし、当該認定を受けていることを証する書類が同意に係る図書に添付されている場合は、この限りでない。

なお、同意の際に消防法施行令第 32 条等の規定に基づく認定を受けていることが必要であるものについては、当該認定を予

イ ア以外の場合は、同意する旨、消防長等の官職、建築主の氏名等の事案を特定するために必要な事項、交付の日付等を記載した文書を交付する方法

(2) 不同意の通知

審査を行った結果、同意を与えない場合は、同意できない旨、抵触する法令の規定及び当該抵触の内容、消防長等の官職、建築主の氏名等の事案を特定するために必要な事項、交付の日付等を記載した文書に担当者の氏名及び連絡先を付して交付する方法により指定確認検査機関に通知すること。

2 基準の特例適用の取扱い

1 (1)の通知を行う場合に、当該通知に係る建築物の計画について、消防法施行令第 32 条等の規定に基づき認定を行っているときは、その旨及び当該認定の概要等を記載した書類を添付すること。

ただし、当該認定を受けていることを証する書類が同意に係る図書に添付されている場合は、この限りでない。

なお、同意の際に消防法施行令第 32 条等の規定に基づく認定を受けていることが必要であるものについては、当該認定を予

め受け、確認申請時にその旨証する書類を図書に添付するよう建築主等に周知すること。

### 3 図書の返却

同意に係る図書を返却する場合は、第1、2(1)アの文書で指定された方法により返却すること。

なお、郵送等に係る費用については、指定確認検査機関が負担するものであること。

### 4 記録

1(1)若しくは1(2)の通知又は3の図書の返却に係る事務を行った場合は、必要事項（処理経過等）を台帳等に記載すること。

## 第4 行政指導の適正化

行政指導を行う場合は、昭和38年通知の3に留意すること。

め受け、確認申請時にその旨証する書類を図書に添付するよう建築主等に周知すること。

### 3 図書の返却

同意に係る図書を返却する場合は、第1、2(1)アの文書で指定された方法により返却すること。

なお、郵送等に係る費用については、指定確認検査機関が負担するものであること。

### 4 記録

1(1)若しくは1(2)の通知又は3の図書の返却に係る事務を行った場合は、必要事項（処理経過等）を台帳等に記載すること。

## 第4 行政指導の適正化

行政指導を行う場合は、昭和38年通知の3に留意すること。